

市 人 第 200 号  
平成 27 年 8 月 10 日

関係機関の長 各位

横浜市市民局人権課長  
森 智明

「横浜市犯罪被害者相談室」の周知用ちらしについて（依頼）

残暑の候 ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

日頃から、本市人権施策推進に御配慮いただき、感謝申し上げます。

さて、横浜市では、「横浜市犯罪被害者相談室」において、犯罪被害等に遭われた市民とその御家族等への相談支援を行っております。

つきましては、この度、新たに周知用ちらしを作成いたしましたので、お手数をおかけいたしますが、貴機関内の職員の皆様に御高覧を賜りたくお願い申し上げます。

1 送付印刷物  
ちらし 10 枚

2 その他

恐れ入りますが、平成 25 年 7 月に送付した周知用ちらしが残っていた場合は、破棄していただければ幸いです。

担当：横浜市市民局人権課 犯罪被害者等相談支援担当

北川・木本・佐々木

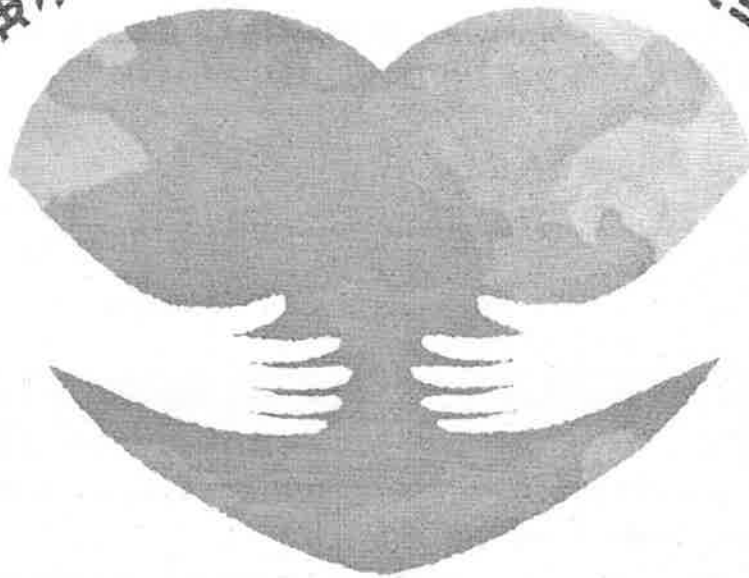
電 話 0 4 5 - 6 7 1 - 3 1 1 8

F A X 0 4 5 - 6 8 1 - 5 4 5 3

E-mail [ka00-kimoto@city.yokohama.jp](mailto:ka00-kimoto@city.yokohama.jp)



こはま しはんざい ひがいしゃ そうだんしつ  
横浜市犯罪被害者相談室



ひとりで悩まず、  
ご相談ください。

まずは、お電話ください。

相談  
無料

☎ 045-671-3117

(月～金(祝日・年末年始を除く。)9時～17時)

- 横浜市犯罪被害者相談室では、犯罪被害にあわれた皆様\*が直面するさまざまな問題について、ご相談をお受けします。  
困っていること、悩んでいること、心身の不調等、何でもご相談ください。
- 必要に応じて、面接相談も行います(予約制)。

\*横浜市にお住まいの方、または市内に在勤・在学の方とそのご家族が対象となります。

# まずは、電話相談を お受けします。

相談専用回線 ☎ **045-671-3117**

受付時間：月～金（祝日・年末年始を除きます。）9時～17時

- ご要望と必要に応じて、面接による相談もお受けします。
- 面接相談は、予約制ですので、お電話にてお申し込みください。

## 相談料は 無料です。

お電話のご相談の場合、  
通話料金は負担していただきます。

## 秘密は 厳守します。

- 相談は、市職員がお受けします。
- 匿名でのご相談も、お受けします。
- 被害者またはご家族のいずれかが、横浜市にお住まいか、または市内に在勤、在学であれば、ご相談いただけます。

### 相談室では次のようなサポートを行っています。

#### 紹介・情報提供

考えや気持ちを整理しながら、お話をうかがいます。  
また、相談内容から支援に精通している機関の紹介や連絡調整を行います。

#### カウンセリング※

心のケアのため、臨床心理士によるカウンセリング（回数制限あり）を受けることができます。

#### 付き添い支援※

犯罪被害にあったことを理由とする、市役所内の各種手続き窓口などへの付き添い支援を行います。

※カウンセリング、付き添い支援には、一定の条件があります。詳しくは、ご相談ください。

横浜市市民局人権課

TEL. 045-671-3117 FAX. 045-681-5453